

シンボルマーク運用基準

生分解性プラ	2000年 4月 (第1版)
	2009年 10月 (改定)
	2012年 7月 (改定)
バイオマスプラ	2006年 6月 (第1版)
	2009年 10月 (改定)
	2011年 9月 (改定)
	2012年 7月 (改定)
	2018年 11月 (統合・改定)
	2021年 6月 (改定)
海洋生分解性プラ	2023年 7月 (第1版)

日本バイオプラスチック協会

1. シンボルマーク運用基準	p. 3
2. シンボルマークの使用申請	p. 4
3. 部分限定シンボルマーク使用承認基準	p. 5
参考 シンボルマーク使用の手引き	p. 6

1. シンボルマーク運用基準

- (1) 当委員会は、バイオプラスチック識別表示制度の運用についての一切を判断する。シンボルマークの使用の許可を受ける者（以下被許可者）は、対象となる識別表示に関して、当委員会の指示に従わなければならない。
- (2) 被許可者は、申請書を以て当委員会にその使用内容を予告し、使用許可を受けなければならない。
- (3) シンボルマークを表示する場合は、登録番号を付記することを原則とする。
- (4) 被許可者は、許可を受けたシンボルマークを当委員会に無断で第三者に使用させてはならない。シンボルマークが表示された材料・部品がそのままその顧客の商品に使用される場合には、その顧客企業は当委員会にシンボルマークの使用許可を受ける必要はない。その場合には、その被許可者がその事実を事前に文書で当委員会に届け出なければならない。
- (5) 被許可者は、当該製品を当委員会に寄託しなければならない。申請時に製品サンプルが用意できない場合は、その旨を当委員会に届け出てその指示に従わなければならない。
- (6) シンボルマークの使用有効期間は、使用許可を受けた日から3カ年とする。ただし、期限内に使用継続の申請を行った場合はこの限りではない。
- (7) シンボルマークの使用内容を変更する場合は、予め変更内容を当委員会に届け出なければならない。
- (8) 「生分解性プラ」・「海洋生分解性プラ」・「バイオマスプラ」の構成（成分・形状）内容を変更し、当委員会が使用を認めた製品内容と異なるものとなった場合は、直ちに当該製品へのシンボルマークの使用を中止しなければならない。ただし、予め変更内容について新たにシンボルマークの使用許可を申請するか、あるいは当委員会に連絡し、その承認を受けた場合はこの限りではない。
- (9) シンボルマークの使用について疑義が生じた場合は、当委員会に諮った上で、その指導を受なければならない。
- (10) バイオマスプラで、そのシンボルマークに「バイオマスプラスチック度」の表示を付する場合は、別途定める表示方法に従うものとする。
- (11) マーク使用承認を得た上市製品、及びその紹介文書等の記載内容に疑義が認められた場合、その被許可者は当委員会からの問い合わせに対し3ヶ月以内に回答した上、その疑義を晴らさなければならない。
- (12) 前項において、3ヶ月以内に回答が得られなかった場合、当委員会はマーク使用許可証の失効を課する事が出来る。その場合、マーク使用者に失効を通知し、その事実をホームページに掲載する。
- (13) シンボルマークの使用については、被許可者が全ての責任を負う。
- (14) 被許可者が当協会を退会した場合、退会した期日を以ってシンボルマークの使用許可は無効となる。当委員会はその事実をホームページに掲載する。

2. シンボルマークの使用申請

- (1) 新規にシンボルマークの使用許可を受けるか、あるいは既得のシンボルマークの使用について申請内容の変更を希望する場合は、識別表示基準ならびに運用基準に従って申請しなければならない。
- (2) 正会員、賛助会員及びマーク会員（期間限定マーク会員を含む）は、シンボルマークの使用について下記に従い申請することができる。
 - ① 申請対象となるプラスチック製品を構成する全ての材料（成分）と使用量を申請書（「生分解性プラ」は様式 X-1、「バイオマスプラ」は様式 X-2、「海洋生分解性プラ」は様式 X-3）に記載する。
 - ② 「生分解性プラ」を申請する場合、主たる生分解性合成高分子化合物については、備考欄に○を記入する。その主たる生分解性合成高分子化合物は、生分解性プラ製品データベースに記載し、当協会ホームページ上などで公開される。尚、複数の生分解性合成高分子化合物を使用する場合は最大量使用するものを主たる生分解性合成高分子化合物とする。
「生分解性バイオマスプラ」表記を申請する場合、バイオマスプラ・ポジティブリストで規定されるバイオマスプラスチック度から誘導されるバイオマスプラスチック度を小数点第一位（第二位を切り捨て）まで記入する。
 - ③ 「海洋生分解性プラ」を申請する場合、主たる海洋生分解性合成高分子化合物については、備考欄に○を記入する。その主たる海洋生分解性合成高分子化合物は、海洋生分解性プラ製品データベースに記載し、当協会ホームページ上などで公開される。尚、複数の海洋生分解性合成高分子化合物を使用する場合は最大量使用するものを主たる海洋生分解性合成高分子化合物とする。
「海洋生分解性バイオマスプラ」表記を申請する場合、バイオマスプラ・ポジティブリストで規定されるバイオマスプラスチック度から誘導されるバイオマスプラスチック度を小数点第一位（第二位を切り捨て）まで記入する。
 - ④ 「バイオマスプラ」を申請する場合、使用するバイオマス由来合成高分子化合物、中間製品、バイオマス由来熱硬化性樹脂原料、及びバイオマス由来熱硬化性樹脂中間製品について、バイオマスプラ・ポジティブリストで規定されるバイオマスプラスチック度から誘導されるバイオマスプラスチック度を小数点第一位（第二位を切り捨て）まで記入する。
 - ⑤ 申請対象となる「生分解性プラ」「バイオマスプラ」「海洋生分解性プラ」を成形（加工）する方法等について、特記事項があれば申請書（様式 X-1, X-2 及び X-3）に記載する。
 - ⑥ シンボルマークの使用方法欄（様式 X-1, X-2 及び X-3）には、シンボルマークの使用内容（説明文、該当部分の表記文等）、使用範囲（表示場所、表示媒体等）を記載する。
 - ⑦ 申請者は、原則として申請する製品のサンプルとともに申請書を識別表示委員長に提出する。その時点でサンプルが用意できない場合は、提出時期を当委員会に示さなければならない。
 - ⑧ 審査結果は、当委員会が発行するシンボルマークの使用許可証（不許可の場合はその理由）を以って申請者に通知する。
- (3) 申請書、添付書類、寄託されたサンプルは当委員会が厳重に保管し、申請内容の秘密は厳守する。ただし、シンボルマークが使用されている「生分解性プラ」「海洋生分解性プラ」「バイオマスプラ」については、名称・用途・提供元・有効期間などを、ホームページ上などで紹介する場合がある。

3. 部分限定シンボルマーク使用承認基準

(1) 部分限定生分解性プラ

生分解性プラと PL 未登録材料との複合製品であって、次の条件を満たすものについては、生分解性プラ部分に限定しシンボルマークの使用を認める。

- ① PL 未登録であるが、一般に生分解性とされている材料（申請者は生分解性であるとの合理的説明が必要）との複合製品で、生分解性プラスチック部分の識別が容易な場合は、生分解性プラスチック部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。

シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。また、シンボルマーク対象外についても、その安全性と生分解性に関する責任を負わなければならない。

- ② 非生分解性材料との複合製品であっても、非生分解性材料と生分解性プラスチック部分との識別及び物理的分離が容易な場合は、生分解性部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。

(2) 部分限定海洋生分解性プラ

海洋生分解性プラと PL 未登録材料との複合製品であって、次の条件を満たすものについては、海洋生分解性プラ部分に限定しシンボルマークの使用を認める。

- ① PL 未登録であるが、一般に海洋生分解性があるとされている材料（申請者は海洋生分解性であるとの合理的説明が必要）との複合製品で、海洋生分解性プラスチック部分の識別が容易な場合は、海洋生分解性プラスチック部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。

シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。また、シンボルマーク対象外についても、その安全性と海洋生分解性に関する責任を負わなければならない。

- ② 非海洋生分解性材料との複合製品であっても、非海洋生分解性材料と海洋生分解性プラスチック部分との識別及び物理的分離が容易な場合は、海洋生分解性部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。

(3) 部分限定バイオマスプラ

全体としてはバイオマスプラの認証基準に未達の製品であっても、バイオマスプラ部分とその他の部分との識別が容易な場合は、バイオマスプラ部分に対してシンボルマークの使用を認める。

いずれも、申請者は申請に際して、識別が容易なることを証明しなければならない。

シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。

参考 シンボルマーク使用の手引き

生分解性プラ・シンボルマーク認定商品やバイオマスプラ・シンボルマーク認定商品及びそれらの広告・宣伝等にシンボルマークを使用する際には、この手引きに従って下さい。

1. ご使用になるマークの仕様について

- ① 別途お渡しするフォーマットの中から選択し、縮小または拡大して使用して下さい。マークが変形したり、ヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小はしないで下さい。
- ② マークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。
- ③ 色：明記したカラーチャートをご参照下さい。
但し、印刷コストの関係から一色だけで表現したい場合もあると存じますが、この場合にも明記したカラーチャートをご参照下さい。やむをえない場合、ご希望の色にてご使用可能ですが、その場合には 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
マーク全体を反転させて（白抜き）使用することもできます。地色の上にマークを載せる場合には、ヌキの部分に地色が出て差し支えありません。
- ④ マーク周辺（好ましくはマーク下部）には、登録番号を（望ましくは社名も）付記することを原則とします。登録番号を付した部分を含めた一体としてマークを使用下さい。登録番号を付さないシンボルマークは 原則として使用を禁止します。やむを得ず登録番号を付さないシンボルマークを使用する場合には、識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
- ⑤ 部分限定シンボルマークの場合、対象となる部分を簡潔に分かり易く、上記登録番号の下部（もしくはマークの近辺）に表示して下さい。

2. マークを付ける方法

- 印刷、シール、金型刻印等、製品に最も適した方法を選択して下さい。
- 何れの場合にも大きさ、更に印刷方式の場合はインキ（顔料・バインダー）、シール方式の場合はインキ（同）・媒体・糊の材質にも十分にご配慮戴きます様お願い致します。
- 名刺へのマークの使用は、上記 1.項を順守する事を条件に認定期間内に限ります。事前に識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
- カタログ・パンフレットにマークを使用する場合は、マーク取得製品が明らかになる方法で行うものとします。

3. 説明文について

以下の説明文及び解説文を書き添える事もご検討下さい。

- 生分解性プラスチック：自然界に存在する微生物で水と二酸化炭素に分解されるプラスチック
- バイオマスプラスチック：再生可能な有機資源由来の物質を含む原料より、化学的又は生物学的に合成することにより得られるプラスチック

- 生分解性プラ：JBPA のポジティブリストに登録された生分解性プラスチックを使い、JBPA の認証を得た製品。
- バイオマスプラ：JBPA のポジティブリストに登録されたバイオマスプラスチックを使い、JBPA の認証を得た製品。

4. 広告・宣伝活動における表示など

当制度のシンボルマークの認証商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物にシンボルマークを使用する際には、他のものと認証商品をはっきり識別できるように表示してください。生分解性プラ・シンボルマークは、生分解性と安全性が所定の基準をみたすものであることを認証するものです。また、バイオマスプラ・シンボルマークは、製品のバイオマスプラスチック度が所定の基準を満たすものであることを認証するものです。マークの使用及び広告・説明においては、その趣旨に沿ってお使いください。

5. 商品データベース（DB）について

- バイオプラスチック製品の普及を目的に、当協会ホームページ（HP）やバイオプラジャーナルなどに下記情報を公開致します。ご了承下さい。
- HP 上公開 DB の内容：
 - － 登録番号，有効期間（例：2020年3月25日－2026年3月24日）
 - － 製品分類，主たる用途
 - － 主たる構成樹脂（生分解性プラ製品、海洋生分解性プラ製品の場合）
 - － 御社名